

高野 裕基 提出 学位申請論文（課程博士）

『国民道徳論における神道的解釈に関する研究』審査要旨

### 論文の内容の要旨

本論文は、明治後期から唱導され、大正期を経て昭和前期に至るまで、主として倫理学者らによって体系化され、学校教育によって普及された「国民道徳論」をめぐって、神道人がこれをどのように捉え論じたか、その言説について多面的な視点から論究したものである。

本論文は、大きく分けて序論と本論と結論の三つの部分から構成されている。まず、本研究の視点と課題、そして全体の概要を記述した序論に続き、第一部と第二部に分かれた本論のうち、前者は、いわば総論として教育勅語の起草の経緯と教育勅語の解釈としての「国民道徳論」の意義について述べ、後者は、各論と

して代表的な四人の学者の「国民道徳論」に関する言説を取り上げ、それらに共通する神道的解釈を通して得られた所論を分析・評価、さらに神社神道にとどまらず教派神道をも視野に入れて考究を進め、結論では、こうした考察を基に、戦後久しく説かれてきた「教育勅語は国家神道のイデオロギー的基礎である」というテーゼに対して基本的な疑念を呈している。以下、順を追って略述する。

序論では、まずキーワードとも言うべき「国民道徳論」「教育勅語」「国家神道」「神社神道」「神社非宗教」などの語句を定義し、これらの間の関係性を明らかにするために、「国民道徳論」および教育勅語に関する先行研究を紹介する。

分量的には前者より圧倒的に多い後者の研究において、天皇制国家観や国体と密接につながる神道との関わりについてはこれまで「積極的に論じられていない」とし、むしろ、「教育政策と宗教政策が交叉」する地平で構想・発令された「神道指令」によって廃止の対象となった国家神道の研究で「論じられることが多い」と指摘しつつも、特定の宗教や哲学などに偏しないことを旨として教育勅

語を起草した井上毅の意図を踏まえて、勅語は「直接的に神道の経典と解することとはできない」と断ずる葦津珍彦（戦後の神社神道の理論的領導者）の説を肯う。

かくして「国民道徳論」を「広義の教育勅語の解釈論である」と規定し、神道人ないし神道に近い人々による「国民道徳論」ならびに教育勅語の解釈の足跡を追究していくことになる。

次いで、第一部「国民道徳論と教育勅語に関する基礎的研究」の第一章は、近代日本の「国民道徳の標準」とされた教育勅語の渙発に至る社会的・思想的背景や起草過程について論述し、第二章では勅語の発出を受けて明治十年代から熱心に交わされてきた徳育論争にもたらされた変化に言及するとともに、勅語の衍義書執筆の嚆矢となった井上哲次郎をはじめ、穂積八束・石川岩吉ら先駆的な役割を果たした人々の「国民道徳論」を紹介し、本論文の中核をなす第二部への導入としての枢要な位置を占める。

その第二部「国民道徳論における神道的解釈」の冒頭となる第三章は、近世国

学から近代国文学への橋渡しを担い、國學院大學学長として道義学科を創設し、その後の「国民道德論」に少なからぬ影響を及ぼした芳賀矢一の代表作である『国民性十論』を取り上げ、その中で芳賀が「神社への崇敬は宗教的ではない：国民として当然行ふべきこと」と捉えている点を注目する。「神社非宗教」というこれまでの政府の神祇行政にびたりと重なるものだからであろう。

第四章は、「近代神道学の創設者」と称される田中義能の一連の学問の根底にある近世国学の存在に着目して、いわゆる「師説に泥まず」という国学の学統を忠実に継ぎ、かつ「神道は事実の道で、教えの道ではない」と喝破したところにその本質を窺知する。一方、国体の概念に関しては「主権の方面のみならず、一國の政治、法律、宗教、言語、風俗、習慣等種々の方面に於いて、発現する所のもの」とされ、「国体とは国家組織上主権の存立の関する特殊の主義をいふ」と定義づける石川のような法学的国体観に偏っていない点に着目して、「田中の国体論における根柢は、教育勅語によるもの」と推断しているやに見える。

第五章と第六章は、論者にとって第二部のメインをなす河野省三の「国民道徳論」についての考察に充てられている。河野は五箇条の御誓文・軍人勅諭・大日本帝国憲法・教育勅語・戊申詔書をもって「五つの勅語」とし、それらに共通する精神を神道であるとする田中の影響下で研究を続けてきたのだが、自身が現任の神職であるとともに、國學院大學の教員でもある河野自身の神社への信仰と国民道徳の関係に注目して考察を進める。

河野にとっての問題意識は、日露戦争によって昂揚したと思われた国民の愛国心が「そのまま敬神の念に繋がらない」ことへの危機感から発し、神職自身が国民道徳の維持者にとどまらず、その研究者である必要性を指摘していることに注意を促している一方、神道の倫理的側面が三条の教則以来の「神社崇敬の非宗教的純化の傾向」によって形成されたことを前提として、その「国民道徳論」を樹立せざるを得なかった河野の苦しい立場を浮き彫りにする。

なお、補論で扱われている河野と柳田国男との間に交わされた「神道私見論

争」は、ほぼ同時期に熱っぽく論議された「神社対宗教」問題と重なるテーマだが、国家の管理を離れた戦後の神社神道のありようを先取りするものとして特記している。

最後の第六章は、第一次大戦後の精神的混迷期に発せられた「国民精神作興ニ関スル詔書」を契機に広まった日本精神論と国民道徳論の関係について、ともに芳賀矢一から学問的影響を受けた河野と村岡典嗣の言説を考究したもので、芳賀を源流とする「国民道徳論」の一つの到達点を明らかにしている。

以上のような考察を経て、視点を教派神道にまでめぐらし、教派神道にも同様な理解があったことを指摘して、教育勅語を単純に「国家神道のイデオロギー的基礎」として位置づけることを批判、「神社神道及び教派神道を包含した『神道』なるものを構成するため、国民道徳論を介して、教育勅語を重用していたのではないか」と結論づけている。

## 論文審査の結果の要旨

既述したように、本論文は、明治後期から唱導され、近代日本における徳育の中心を担った「国民道徳論」を神道人ないし神道に近い人々がこれをどのように捉え論じてきたか、その足跡を多面的な視点から論究したものである。

その標題が示すごとく、キーワードは名詞としての「国民道徳論」と動詞としての「神道的解釈」である。前者について、序論でこれを井上哲次郎にならって「教育勅語の広義の解釈論」であると規定し、その世俗道徳的側面を強調する。

それは戦後の通説が実証的な論証もなく教育勅語を単に「国家神道のイデオロギー的基礎」であると主張してきたことに対し、勅語が発布された際に社人がこれを「待望」し「感激をもって迎えた」ことを認めながらも、「この勅語をもって直接的に神道の経典と解することはできない」と強く異論を呈した葦津彦の論に依拠している。

すなわち、「天皇制国家観や国体と密接な関係を有する神道との関わりについては、積極的に論じられていない」と論者が嘆ずるこれまでの教育勅語研究に対して、「宗教性」（あるいは「非宗教性」）を媒介概念とし、井上毅ら勅語の作成者と、芳賀矢一・田中義能・河野省三ら勅語の解釈者の双方から考察することを通して、「国民道徳論」の「神道的解釈」の可能性と限界を考究しようとしたのが本研究の動機であると思われる。

まず、第一部の第一章では教育勅語の渙発に至る通史への考究を進めるが、元田永孚の協力を得た井上毅の勅語草案の起草過程や発布の形式等に関しては、先行研究を忠実になぞっており、特に新たな見地はない。

第二章では渙発された教育勅語の解釈をめぐる井上（哲）や穂積八束・石川吉らの論に「国民道徳論」の萌芽を認め、中でも次代の田中や河野らに影響を与えた石川に注目している点は納得できるが、勅語の基盤たる「国体ノ精華」に関して、国体をもっぱら「国家組織上主権の存立に関する特殊の主義」と解する石

川の法学的国体観は、文部省による英訳において、国体に “fundamental character of Our Empire” という極めて汎用性の高い訳語を充てているのと比較すれば、いささか狭すぎはしないか、この点について少しは言及すべきであろう。ひよっとすれば、石川自身はドイツ法学を継受した公法学者である穂積の国体観に引き込まれたのかもしれないが……。

第二部の第三章以下は芳賀・田中・河野を登場させて神道側からの「国民道徳論」を論ずる本研究の中核をなす部分——動詞としての「神道的解釈」——である。たしかに、この三人がいずれも教育勅語に関する神道系研究者であることは間違いないが、まず問いたいのは、その代表として何故この三人を選んだのか、ほかに、たとえば今泉定助のような人もいるではないか、という点である。神道系とは言えないまでも、村岡典嗣の言説を日本精神論で活用するのであれば、さらに山田孝雄にも目を向けてよいのでは、とも考える。

その三人のうちの一人、芳賀の場合はその代表作である『国民性十論』を引き

合いにしながら、彼の「国民道德論」へのアプローチを進め、いわば、国学を日本文献学としての近代国文学へと繋いだ芳賀を勅語の神道系研究者の鼻祖と位置づけることには異論はない。

次に、みずから明確に近世国学の学統に連なることを認めつつも、田中は、本居宣長ではなく平田篤胤に連なることを自負し、その「実践哲学に於ける、忠君愛国の説、倫理綱常の道」を高く評価し、先述したように、五箇条の御誓文をはじめとする「五つの勅語」の精神を「神道」と規定した実践的視点に注視しているが、それも田中ひとりの思いではなく、明治から大正への御代替わりの危機に直面した同時代人に共通した感慨であろう。

最後に、神職と学者の双方の立場を具有する河野について、公的には「宗教ではない」とされる神社神道を受け入れざるを得ない神職として「神社崇敬は宗教にあらず」と発言しながら、一方で「神社（若しくは神社崇敬）には宗教的要素あり」とも弁ずる河野の苦衷への理解を求めているところに、教育勅語は「国家

神道のイデオロギー的基礎」とする戦後の通説的見解への論者の強い疑念が凝縮している。ここに本論文を執筆した動機に直接結びつく結語が示唆されている。

柳田国男との論争に触れた補論や村岡の日本精神論をめぐる論究も本論文の趣旨を補強するものとして評価できるが、これらの「神道的解釈」にとどまらず、たとえば、里見岸雄や巨理章三郎ら立脚点を異にする人々の国体観や勅語観も視野に入れ、「国民道徳論」全体の文脈の中での「神道的解釈」の位置づけが望まれる。

なお、教育や国民精神涵養に関わる詔勅としては、教育勅語（明二三）に続くものとして「戊申詔書」（明四一）、「国民精神作興ニ関スル詔書」（大一二）が挙げられているが、それらの詔勅が発せられた時代背景や国民思潮にもう少し言及があれば、より深い論述になったのではあるまいか。

以上述べてきた所見には本論文に対する少なからぬ注文が込められているが、

それは決して本論文に対する評価を落とすものではない。はっきりした問題意識の下に全体の構成を整え、先行研究を踏まえた多彩な文献史料を駆使して執筆された本論文を五年間の博士課程においてまとめた論者の努力は高く評価したい。以上の審査結果をもってすれば、本論文の提出者高野裕基は、博士（神道学）の学位を授与せられる資格があると認める。

平成二十七年二月十四日

主査	國學院大學大学院客員教授	大原康男	印
副査	國學院大學教授	阪本是丸	印
副査	國學院大學教授	武田秀章	印

高野 裕基 学力確認の結果の要旨

左記三名が各専門分野からそれぞれ学力確認の試験を行った結果、博士（神道学）の学位を授与される学力があることを確認した。

平成二十六年十二月十七日

学力確認担当者

主査	國學院大學大学院客員教授	大原康男	印
副査	國學院大學教授	阪本是丸	印
副査	國學院大學教授	武田秀章	印